

令和 8 年度活動計画書

令和 8 年 4 月 1 日から 9 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人 つむぎの森

1 事業計画

【地域の人との交流福祉事業】(つむぎ野での居場所活動)

【心と体と自然をつなぐイベント事業】(畑での体験講座)

【心と体の健康推進事業】本年度は実施しない

【地域環境リサイクル事業】本年度は実施しない

【男女共同参画を啓蒙啓発する事業】本年度は実施しない

【子育て支援事業】(親の会・相談支援)

【心の教育・訓練サポート事業】(フリースクール/個別サポート)

【雇用自立支援事業】(つむぎ野就労体験)

【ソーシャルネットワーク事業】(団体取得の助成金事業)

【他団体との協働支援事業】(他団体からの委託助成金事業)

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業】

(地域活動支援センターまいむ・日中一次支援どんぐりるーむ)

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談事業】

(相談室こだま)

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によらない指定相談事業】

本年度は実施しない

【児童福祉法に基づく障害児相談支援事業】

事業名 (定款に記載 した事業)	具体的な事業内容		D) 受益対象 者の範囲 E) 人数	事業予算額
地域の人との交流福祉事業	地域住民と一緒に活動を行う 農作業/花壇づくり	A) 毎週土曜日午前/ 水曜日 13 時から B) つむぎ野 C) スタッフ 3 名	D) 地域住民 (E) 各回 13 人	28,000
心と体と自然をつなぐ イベント事業	畑講座	A) 年 2 回 B) つむぎ野 スタッフ 2 名	D) 地域住民 (E) 各回 10 人	32,000

心と体の健康 推進事業	心と体の為の講座 引きこもり等で体調管理が 出来ない人を対象にメン タル講座や食育講座を行 う	本年度は実施なし	—	0
地 域 環 境 リサイクル事 業	リサイクルを通じて地域の 環境を整える活動を行う 段ボールコンポスト講座	本年度は実施なし	—	0
男女共同参画 を啓蒙啓発す る事業	ジェンダー講座 DV講座、など性差別による 社会的排除を啓蒙する為の 講座を行う	本年度は実施なし	—	0
子 育 て 支援事業	親講座 引きこもりや不登校など 育てにくさのある子ども の親の会及び個別相談	A) 月 1 回 相談は随時 B) スタッフ 3 名	D) 30 代～ 70 代 E) 親の会 40 人 相談支援 30 人	55,000
心の教育・訓 練 サ ポ ー ト 事業	フリースクール 訪問支援	A) 個別予約にて 実施 B) 事務所 つむぎ野 C) スタッフ 3 名	D) 8 歳～18 歳 E) 相談 40 人 フリースク ール在籍 4 名	310,000
雇用自立 支援事業	未就労の人たちの就労体験 や就労準備。 農作業、喫茶体験ハンドメイ ド作品販売	A) 月 1 2 回 B) 畑 C) スタッフ 3 名	D) 8 歳～60 歳 E) 4 名	110,000
ソーシャル ネットワーク 事業	他団体らの委託事業	A) 週 3 回程度 B) / つむぎ野 / 本 部事務所 C) スタッフ 6 名	(D) 8 歳～60 歳 E) 3 4 9 名	320,000
他団体との協 働支援事業	当団体助成事業	A) 居場所週 1 回 マルシェ月 1 回 B) つむぎ野 C) スタッフ 4 名	D) 地域住民 E) 居場所 各回 10 名 マルシェ 不特定多数	310,000

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	地域活動支援センターまいむを運営し、障がいのある人や、社会参加が困難な方のデイサービス事業を行う。 日中一時支援どんぐりるーむを運営し、障がいがある方や、日常生活が困難なお子さんを預かり、サポートする事業を行う。	A) 月曜日～土曜日 B) 地域活動支援センターまいむ C) スタッフ 9 名	D) 小学生～成人 E) まいむ 1,800 人 どんぐりるーむ 1,000 人	17,643,000
障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談事業	障がいのある人や家族を対象として日常生活が安定して行うための相談を行う	C) 月曜日～土曜日 D) 相談支援事業所 こだま C) スタッフ 2 名	D) 成人 E) 成人 5 人 —	200,000
障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律によらない指定相談事業	障がいのある人や家族を対象として日常生活が安定して行うための相談を行う	本年度は実施なし		0
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児や家族を対象として日常生活を安定して行うための相談を行う	E) 月曜日～土曜日 F) 相談支援事業所 こだま G) C) スタッフ 2 名	D) 児童 E) 5 人	200,000

令和9年度活動計画書

令和9年4月1日から 10年3月31日まで

特定非営利活動法人 つむぎの森

1 事業計画

- 【地域の人との交流福祉事業】(つむぎ野での居場所活動)
- 【心と体と自然をつなぐイベント事業】(畑での体験講座)
- 【心と体の健康推進事業】本年度は実施しない
- 【地域環境リサイクル事業】本年度は実施しない
- 【男女共同参画を啓蒙啓発する事業】本年度は実施しない
- 【子育て支援事業】(親の会・相談支援)
- 【心の教育・訓練サポート事業】(フリースクール/個別サポート)
- 【雇用自立支援事業】(つむぎ野就労体験)
- 【ソーシャルネットワーク事業】(団体取得の助成金事業)
- 【他団体との協働支援事業】(他団体からの委託助成金事業)
- 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業】
(地域活動支援センターまいむ・日中一次支援どんぐりるーむ)
- 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業】
(相談室こだま)
- 【障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によらない指定相談事業】
本年度は実施しない
- 【児童福祉法に基づく障害児相談支援事業】

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容		D) 受益対象者の範囲 E) 人数	事業予算額
地域の人との交流福祉事業	地域住民と一緒に活動を行う 農作業/花壇づくり	A) 毎週土曜日午前/ 水曜日 13時から B) つむぎ野 C) スタッフ3名	D) 地域住民 (E) 各回 13人	28,000
心と体と自然をつなぐイベント事業	畑講座	A) 年2回 B) つむぎ野 スタッフ2名	D) 地域住民 (E) 各回 10人	32,000

心と体の健康 推進事業	心と体の為の講座 引きこもり等で体調管理が 出来ない人を対象にメン タル講座や食育講座を行 う	本年度は実施なし	—	0
地 域 環 境 リサイクル事 業	リサイクルを通じて地域の 環境を整える活動を行う 段ボールコンポスト講座	本年度は実施なし	—	0
男女共同参画 を啓蒙啓発す る事業	ジェンダー講座 DV講座、など性差別による 社会的排除を啓蒙する為の 講座を行う	本年度は実施なし	—	0
子 育 て 支援事業	親講座 引きこもりや不登校など 育てにくさのある子ども の親の会及び個別相談	A) 月 1 回 相談は随時 B) スタッフ 3 名	D) 30 代～ 70 代 E) 親の会 40 人 相談支援 30 人	55,000
心の教育・訓 練 サ ポ ー ト 事業	フリースクール 訪問支援	A) 個別予約にて 実施 B) 事務所 つむぎ野 C) スタッフ 3 名	D) 8 歳～18 歳 E) 相談 40 人 フリースク ール在籍 4 名	310,000
雇用自立 支援事業	未就労の人たちの就労体験 や就労準備。 農作業、喫茶体験ハンドメイ ド作品販売	A) 月 1 2 回 B) 畑 C) スタッフ 3 名	D) 8 歳～60 歳 E) 4 名	110,000
ソーシャル ネットワーク 事業	他団体らの委託事業	A) 週 3 回程度 B) /つむぎ野/本 部事務所 C) スタッフ 6 名	(D) 8 歳～60 歳 E) 3 4 9 名	320,000
他団体との協 働支援事業	当団体助成事業	A) 居場所週 1 回 マルシェ月 1 回 B) つむぎ野 C) スタッフ 4 名	D) 地域住民 E) 居場所 各回 1 0 名 マルシェ 不特定多数	310,000

障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	地域活動支援センターまいむを運営し、障がいのある人や、社会参加が困難な方のデイサービス事業を行う。 日中一時支援どんぐりるーむを運営し、障がいがある方や、日常生活が困難なお子さんを預かり、サポートする事業を行う。	A) 月曜日～土曜日 B) 地域活動支援センターまいむ C) スタッフ 9 名	D) 小学生～成人 E) まいむ 1,800 人 どんぐりるーむ 1,000 人	17,543,000
障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	障がいのある人や家族を対象として日常生活が安定して行うための相談を行う	C) 月曜日～土曜日 D) 相談支援事業所 こだま C) スタッフ 2 名	D) 成人 E) 成人 20 人 —	300,000
障害者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律によらない指定相談事業	障がいのある人や家族を対象として日常生活が安定して行うための相談を行う	本年度は実施なし		0
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	障害児や家族を対象として日常生活を安定して行うための相談を行う	E) 月曜日～土曜日 F) 相談支援事業所 こだま C) スタッフ 2 名	D) 児童 E) 児童 20 人	300,000

令和 8 年度 活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 つむぎの森

自 令和8年 4月 1日 至 令和9年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	51,000	
賛助会員受取会費	20,000	71,000

【受取寄付金】

受取寄付金	50,000	
-------	--------	--

【事業収益】

地域の人との交流福祉事業	30,000	
心と体と自然をつなぐイベント事業	30,000	
子育て支援事業	60,000	
心の教育・訓練サポート事業	300,000	
雇用自立支援事業	150,000	
ソーシャルネットワーク事業	600,000	
他団体との協働支援事業	1,000,000	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業	18,000,000	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談支援事業	150,000	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	150,000	20,520,000

【その他収益】

受取 利息	6,000	
雑 収 入	10,000	16,000

経常収益 計

20,607,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	6,800,000
役員報酬(事業)	4,800,000
法定福利費(事業)	1,200,000
人件費計	12,800,000

(その他経費)

謝金(事業)	600,000
地代家賃(事業)	1,997,000
会 場 費(事業)	
会 議 費(事業)	5,000
車 両 費(事業)	250,000
通信運搬費(事業)	150,000
消耗品 費(事業)	400,000
修 繕 費(事業)	50,000
水道光熱費(事業)	350,000
減価償却費(事業)	150,000
保 險 料(事業)	520,000
租税 公課(事業)	80,000
燃料費(事業)	700,000
支払 利息(事業)	8,000
雑 費(事業)	8,000
教材費(事業)	50,000
材料費(事業)	35,000
種苗費(事業)	70,000
交通費(事業)	380,000
諸会費(事業)	
接待交際費(事業)	20,000
賃借料(事業)	85,000
食材費(事業)	500,000
その他経費計	6,408,000

事業費 計

19,208,000

【管理費】		
(人件費)		
給料 手当	400,000	
福利厚生費		
人件費計	<u>400,000</u>	
(その他経費)		
会 議 費	15,000	
旅費交通費		
通信運搬費	13,000	
消耗品 費	3,000	
修繕費	4,000	
水道光熱費	80,000	
地代家賃	300,000	
広告宣伝費		
接待交際費	15,000	
減価償却費	40,000	
保 險 料	11,000	
諸 会 費	7,000	
租税 公課	2,000	
謝 金	165,000	
雑 費	<u>300,000</u>	
その他経費計	<u>955,000</u>	
管理費 計		<u>1,355,000</u>
経常費用 計		<u>20,563,000</u>
当期経常増減額		44,000
【経常外収益】		
経常外収益 計		
【経常外費用】		
経常外費用 計		
当期正味財産増減額		<u>44,000</u>
前期繰越正味財産額		<u>3,299,412</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>3,343,412</u></u>

令和9年度 活動予算書

[税込] (単位: 円)

特定非営利活動法人 つむぎの森

自 令和9年 4月 1日 至 令和10年 3月31日

【経常収益】

【受取会費】

正会員受取会費	51,000	
賛助会員受取会費	20,000	71,000

【受取寄付金】

受取寄付金	50,000	
-------	--------	--

【事業収益】

地域の人との交流福祉事業	30,000	
心と体と自然をつなぐイベント事業	30,000	
子育て支援事業	60,000	
心の教育・訓練サポート事業	300,000	
雇用自立支援事業	150,000	
ソーシャルネットワーク事業	600,000	
他団体との協働支援事業	1,000,000	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく地域生活支援事業	18,000,000	
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 するための法律に基づく特定相談支援事業	300,000	
児童福祉法に基づく障害児相談支援事業	300,000	20,820,000

【その他収益】

受取 利息	6,000	
雑 収 入	10,000	16,000

経常収益 計

20,907,000

【経常費用】

【事業費】

(人件費)

給料 手当(事業)	6,800,000
役員報酬(事業)	4,800,000
法定福利費(事業)	1,200,000
人件費計	12,800,000

(その他経費)

謝金(事業)	600,000
地代家賃(事業)	1,997,000
会 場 費(事業)	
会 議 費(事業)	5,000
車 両 費(事業)	250,000
通信運搬費(事業)	150,000
消耗品 費(事業)	450,000
修 繕 費(事業)	50,000
水道光熱費(事業)	350,000
減価償却費(事業)	150,000
保 険 料(事業)	520,000
租税 公課(事業)	80,000
燃料費(事業)	750,000
支払 利息(事業)	8,000
雑 費(事業)	8,000
教材費(事業)	50,000
材料費(事業)	35,000
種苗費(事業)	70,000
交通費(事業)	380,000
諸会費(事業)	
接待交際費(事業)	20,000
賃借料(事業)	85,000
食材費(事業)	500,000
その他経費計	6,508,000

事業費 計

19,308,000

【管理費】		
（人件費）		
給料 手当	400,000	
福利厚生費		
人件費計	<u>400,000</u>	
（その他経費）		
会議費	15,000	
旅費交通費		
通信運搬費	13,000	
消耗品費	3,000	
修繕費	4,000	
水道光熱費	80,000	
地代家賃	300,000	
広告宣伝費		
接待交際費	15,000	
減価償却費	40,000	
保険料	11,000	
諸会費	7,000	
租税公課	2,000	
謝金	165,000	
雑費	<u>300,000</u>	
その他経費計	<u>955,000</u>	
管理費計		<u>1,355,000</u>
経常費用計		<u>20,663,000</u>
当期経常増減額		244,000
【経常外収益】		
経常外収益計		
【経常外費用】		
経常外費用計		
当期正味財産増減額		<u>244,000</u>
前期繰越正味財産額		<u>3,343,412</u>
次期繰越正味財産額		<u><u>3,587,412</u></u>

特定非営利活動法人つむぎの森定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人つむぎの森という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県各務原市小佐野町3丁目54番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、岐阜県民が幸せな生活を送るために、地域社会の中で、心と体の健康を考えた事業や、自然の中で自立した生活を手助けする事業、障害のある人の法律に基づいた支援や法律によらない相談を行う事業を通じて、人と人、人と自然がつながり、多様な人たちが相互に支え合うことで社会的排除を生まない、心と体と生活の調和がとれた社会にすることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (6) 子どもの健全育成を図る活動
- (7) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (8) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として次の事業を行う。

- (1) 地域の人との交流福祉事業
- (2) 心と体と自然をつなぐイベント事業
- (3) 心と体の健康推進事業
- (4) 地域環境リサイクル事業
- (5) 男女共同参画を啓蒙啓発する事業
- (6) 子育て支援事業
- (7) 心の教育・訓練サポート事業
- (8) 雇用自立支援事業
- (9) ソーシャルネットワーク事業
- (10) 他団体との協働支援事業

- (11) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- (12) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく特定相談事業
- (13) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によらない指定相談事業
- (14) 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人～15人
 - (2) 監事 2人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。なお、副理事長をおくことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第50条において同じ。）
その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことに

より、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) その他運営に関する重要事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決等)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計のみとする。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第46条 削除

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁変更を伴うものに限り）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に関する事項を除く）

- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第53条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

（公告の方法）

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示場に掲示して行う。

第10章 雑則

（細則）

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	豊 永 利 香
理事	星 融

同	八 上 隆 久
同	松 本 訓 枝
同	大 里 米 光
同	今 光 晶 子
監事	東 山 博 之
同	奥 村 宏 明

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成23年12月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成22年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員：個人入会金 1,000円、年会費 一口3,000円を、一口以上
団体入会金 1,000円、年会費 一口5,000円を、一口以上

(2) 賛助会員：個人年会費 一口1,000円を、一口以上
団体年会費 一口3,000円を、一口以上

附 則

この定款の変更は、平成26年8月14日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成27年2月1日から施行する。

附 則

この定款の変更は、平成30年3月1日から施行する。ただし、第55条にただし書を加える変更は、特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成28年法律第70号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。

附則

この定款の変更は、令和2年2月28日から施行する。

附則

1. この定款の変更は、令和6年1月1日から施行する。
2. 令和6年1月1日から開始する事業年度は、第49条の規定にかかわらず、令和6年1月1日から令和6年3月31日までとする。

附則

この定款の変更は、令和7年12月7日から施行する。

附則

この定款の変更は、令和 年 月 日から施行する。